

東久留米市債権分類表

令和8年8月1日現在

分類			債権名	時効
強制徴収債権	税		・市税 ・国民健康保険税	5年
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	・保育運営費保護者負担金（保育園保育料） ・生活保護費徴収金（生活保護法第78条 H26.7月以降）	
			・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料	2年
民事執行債権	公債権	非強制徴収公債権	・生活保護費返還金（生活保護法第63条） ・生活保護費戻入金（地方自治法施行令第160条） ・障害者福祉手当等過年度返還金 ・国民健康保険給付費返還金（※1） ・児童扶養手当返還金（※1） ・児童育成手当返還金 ・児童手当返還金（※1） ・延長保育事業利用料	5年
	私債権		・生活資金貸付金 ・さいわい福祉センター事業利用者負担金 ・第三者納付（国民健康保険法第64条） ・一時預かり事業利用料（一時保育事業利用料） ・保育園副食費 ・ひとり親家庭住宅手当返還金 ・学童保育所費 ・学童保育所延長育成料 ・こどもショートステイ利用料	5年（※2）

※1 不正受給の場合は強制徴収公債権となる。

※2 令和2年4月1日以降の原因で発生したもの。

強制徴収債権…地方税の滞納処分の例により処分することができる債権。

民事執行債権…最終的には裁判手続を利用して徴収する債権。

公債権…地方自治法（公法）に基づく債権。

私債権…民法（私法）に基づく債権。